

令和5年6月23日

守口市民間保育所設置運営事業者募集要項

守口市こども部こども施設課

1 募集の目的

守口市（以下「本市」という。）では、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、令和5年度及び令和6年度の保育の量の見込みとそれに対する確保方策を算出したところ、今後更なる確保方策が必要との結果が得られました。

また、令和5年4月保育施設等利用申込受付においては、利用申込者数が急増したため、令和5年4月1日時点で待機児童（厚生労働省定義）が発生しており、早急な受け皿整備が必要です。

これらのことから、待機児童への早期対応とその解消を図るため、新たな小規模保育事業運営事業者を募集し令和5年度中の保育の受け皿拡大に努めているところですが、それに加えて、同小規模保育事業を卒園する児童をはじめとした3歳児以降の新たな保育の受け皿確保対策や多数発生している未利用児童への対応など、本市におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、民間保育所設置運営事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 募集事業

保育所（児童福祉法第39条第1項に規定される、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設）

(2) 事業の募集地域及び事業所数

募集地域 守口市内全域

募集事業所数 今回の募集では募集事業所数は設けません。

※複数事業者からの応募があり、かつ、いずれも認可要件等を満たしてい

る場合には、令和5年度中に開設予定の新たな小規模保育事業等による2歳児の保育の受け皿の拡大数を踏まえたうえで、応募のあった保育所の定員規模及び整備資金計画等や第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの需給推計、令和5年4月1日時点の未利用児童数の発生状況等を勘案のうえ、認可を見送ることもあり得るものとする。

(3) 募集施設定員数

90人以上

※3歳児段階での需要を受け止める観点を踏まえ、0歳児～5歳児又は1歳児～5歳児までの各年齢について定員設定を行うこと。

(4) 開設日

令和7年4月1日までのできるだけ早期に開設することを原則とする。

(5) 開園時間

1日11時間以上

3 募集条件

(1) 事業者の応募資格等

児童福祉法第39条第1項に規定される保育所について、同法第35条第4項の規定による設置認可を受けることを希望している者で、同条第5項第1号から第4号までの基準及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する条件を満たし、かつ、下記の①～⑤の条件を全て満たすもの（法人格の有無は問わず、個人運営も可とする）。

- ① 令和5年4月1日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育事業のいずれかの運営実績があること。なお、保育所の認可を受けようとする者が、保育の実施を他の者に委託する場合においても同様とする。
- ② 事業者が社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。また、実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- ③ 本市の子育て支援行政をよく理解し、市の施策に対し協力できること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- ④ 現に、事業者が運営している施設において、所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。
- ⑤ 事業者に社会的信望があり、適切な保育事業の運営が期待できること。

- ⑥ 事業を実施するために必要な経済的基盤があり、次に掲げる内容を満たしていること。
- (ア) 財政内容が適正であり、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (イ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む事業者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと
 - (ウ) 保育所運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
 - (エ) 施設の使用開始期間から1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
- ⑦ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑧ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、または国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を有していること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基盤がある」と取り扱って差し支えないこと。
- ⑩ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者ではないこと。ただし、過去、摘発又は勧告等を受けた場合でも、現在、適正な改善等がされている場合はこの限りではない。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑫ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑬ 守口市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

（2）欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ① 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合。
- ② 提出書類の不備又は記載内容に虚偽があった場合。
- ③ 応募後に、本市の指示事項に正当な理由もなく従わない等、保育事業の適切な実施が困難と判断した場合。
- ④ 本市の承諾なく、事業計画の内容等を変更した場合又は大幅な変更が生じた場合。

- ⑤ 申請者及び申請者の代理人並びにその関係者が、選定審査に関する不当な要求等を行った場合。
- ⑥ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ⑦ その他不正な行為があった場合。

4 施設の整備に関する条件

- (1) 申請者が自ら所有する又は賃借する物件であること。賃借の場合は、安定的かつ継続的な賃借が可能なるものであること。
- (2) 施設は、開所予定日までに開所すること。保育を実施するために施設整備等が必要な場合については、開所までの期間内に完了できるよう整備計画の内容を精査すること。
- (3) 施設の整備は、防音及び振動に対する措置を行うこと。
- (4) 施設の設備は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準を満たすこと。
- (5) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
- (6) 既存建物である場合は、建築検査済証によって完了検査が行われたことが確認できること。なお、建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により完了検査が行われたことが確認できること。
- (7) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
- (8) 事業実施にあたって、土地・建物の賃借又は取得を予定している場合は、事業を開始する際に当該土地・建物の使用ができることを証明できる書面（合意書や協議書など）の写しを提出すること。
- (9) 施設の開所準備は、費用負担を含め事業者において行うこと。ただし、下記「6 施設の整備についての補助制度」に該当する費用は、当該整備にかかる工事費等に国や府の補助金を活用することができるものとする。
- (10) 近隣住民に対する配慮という観点から、保育所の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を設置することについても検討すること。

5 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については下記の法令等の基準を満たすこと。
- ・児童福祉法及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 103 号）
 - ・保育所の設置認可等について（平成 12 年児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件
 - ・守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月条例第 16 号）
- (2) 0 歳児～5 歳児又は 1 歳児～5 歳児までの各年齢について定員設定を行うこと。なお、定員構成は、事業者選定後に市と協議の上、最終的に決定するものとする。
- (3) 保育士、嘱託医、嘱託歯科医及び調理員を配置すること。
- (4) 保育士等の配置は次のとおりとする。
- ※なお、次の職員数の配置は必置とし、開所時間等を踏まえ、労働基準法等の各種法令を遵守したうえで施設の運営が可能な職員数を配置すること。

施設長	必置		
保育従事者	資格	保育士（保育士資格を有する者）	
	配置基準	0 歳児	乳児 3 人につき 1 人
		1・2 歳児	幼児 6 人につき 1 人
		3 歳児	幼児 20 人につき 1 人
		4・5 歳児	幼児 30 人につき 1 人
		※保育士の常時 2 人以上の配置	
	利用定員 90 人以下の施設についてはこのほか常勤の保育士 1 人		
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、このほか常勤の保育士 1 人（施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと）			
このほか非常勤の保育士 1 人			
嘱託医及び嘱託歯科医	必置		
調理員等	必置※1 ※調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる		

非常勤 事務職員	必置 ※施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること
-------------	---

- ※1 保育所の利用定員 41 人以上 150 人以下 配置人数（常勤 2 人）
151 人以上 配置人数（常勤 2 人、非常勤 1 人）
- (5) 開所日は、月～土曜日とし、日曜日及び祝日並びに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は閉所日とする。なお、事業所の取組みとして、日曜日及び祝日並びに年末年始に開所することを妨げるものではない。
- (6) 開所時間は 11 時間以上とし、必要に応じ延長すること。
- (7) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）で行うこと。（ただし、満 3 歳以上児に対する食事の提供については、外部から搬入することも可能である。）なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省家庭局長通知）」を遵守すること。
- (8) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (9) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (10) 利用児童に対しては少なくとも年 2 回の健康診断を実施すること。また、職員への健康診断についても、最低年 1 回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (11) 事業者は、児童の日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者等との交流を図り、保育従事者と保護者等が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者等の意見を保育運営に反映させること。
- (12) 障がいのある児童や支援の必要な児童の園への受入れを積極的に行うとともに、個別の指導計画や支援計画を作成し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した保育を実施すること。また、障害のある児童の数及び障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- (13) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保し、市が実施する研修会等

にも積極的に参加すること。

- (14) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明をおこなったうえ、同意を得ること。
- (15) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。
- (16) 保護者の送迎については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。
- (17) 保育中の利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。
- (18) 事業者が複数の事業を運営している場合は、保育所の会計は、その他の事業会計と区分すること。
- (19) 開所前に児童の入所を希望する保護者等へ園の運営方針等を説明・周知する機会を設け、園の運営方針等を理解したうえで、当該保護者が本市こども施設課窓口での入所申込みを行うことができるよう配慮すること。

6 施設の整備についての補助制度

事業者が実施する施設の整備に必要な工事費等に対し、予算の範囲内で国等の補助制度を活用することができます。（補助制度を活用する場合、工事費等がわかる資料及び施設の図面等を提出していただく必要があります。）

※ただし、施設の整備に関する実施設計の費用については補助対象外とします。

7 応募方法等

- (1) 募集要項等の配布
 - ① 配布期間 令和5年6月23日（金）～令和5年8月7日（月）
 - ② 配布方法 募集要項等は市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 応募書類の受付
 - ① 受付期間
令和5年6月23日（金）～令和5年8月7日（月）

※受付期間中の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

② 受付方法

守口市役所3階北エリアこども施設課まで応募書類を持参すること。

(3) 応募書類

応募書類は別紙一覧表のとおり。また、書類の提出にあたっては以下のとおりとする。

- ① すべてA4又はA3サイズ（A4サイズに折り込む）とすること。
- ② 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じること。
- ③ ファイルの表紙に「守口市民間保育所設置運営事業者応募書類」と記載したうえ、応募事業者名を記載すること。
- ④ 正本1部・副本4部のあわせて5部を作成すること。

(4) 応募書類提出に係る注意事項

- ① 受付期間内にすべての応募書類を提出すること。また提出された書類は返却しない。
- ② 受付期間後の応募書類の提出は受理しない。
- ③ 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。
- ④ 応募書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面にて届け出ること。
- ⑤ 募集要項及び応募書類について質問がある場合は、電子メールにて送信すること。電話、来庁など口頭による質問は受け付けません。また選定委員会の審査基準等に関する質問には回答いたしません。
質問の受付締切日：令和5年7月21日（金）午後5時必着
質問方法：メール（E-Mail：Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp）
※質問及び質問に対する回答は、随時本市ホームページにて公表します。
- ⑥ 選定の過程で、追加資料等を提出していただくことがあります。

8 選定方法及び結果

(1) 事業者の選定及び選定基準

守口市教育・保育施設及び地域型保育事業所設置者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類について審査し、事業者を選定する。

なお、選定にあたっては、書類審査に加え、事業者にヒアリング審査を実施する。

※ 開所予定時期や審査状況によって、事業者決定時期が前後することがあります。

(2) 選定結果

選定結果は応募者に文書で通知する。

(3) その他（選定の取消し等）

市は、決定事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。（選定の結果、市が認可について見送る場合についても同様とする。）

9 その他の重要事項

- (1) 選定された事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (2) 選定された事業者は、自ら施設整備と設置認可等に係る諸手続きを行うこと。なお、事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではありません。
- (3) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず本市と事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。
- (4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、市と必ず事前協議の上、速やかに辞退届を出すこと。
- (5) 選定された事業者が提出した応募書類等に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

10 担当課

守口市こども部こども施設課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市役所3階 TEL：06-6992-1658（直通）

FAX：06-6994-1400

E-Mail：Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

(参考) 年度ごとの未利用児童数等の内訳

※未利用児童：特定教育・保育施設等（保育所部分）の利用申込みをしたが、本市の利用調整の結果、特定教育・保育施設等（保育所部分）の利用に至っていない者

※エリアごとの児童数は、未利用児童の居住地で振り分け

①令和5年4月未利用児童数等の内訳

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	52	188	104	5	4	1	354
東部エリア	22	65	35	0	1	0	123
中部エリア	13	68	30	1	1	0	113
南部エリア	17	55	39	4	2	1	118
うち待機児童数【再掲】 (厚生労働省定義)	0	33	0	0	0	0	33

②令和4年4月未利用児童数等の内訳

(単位:人)

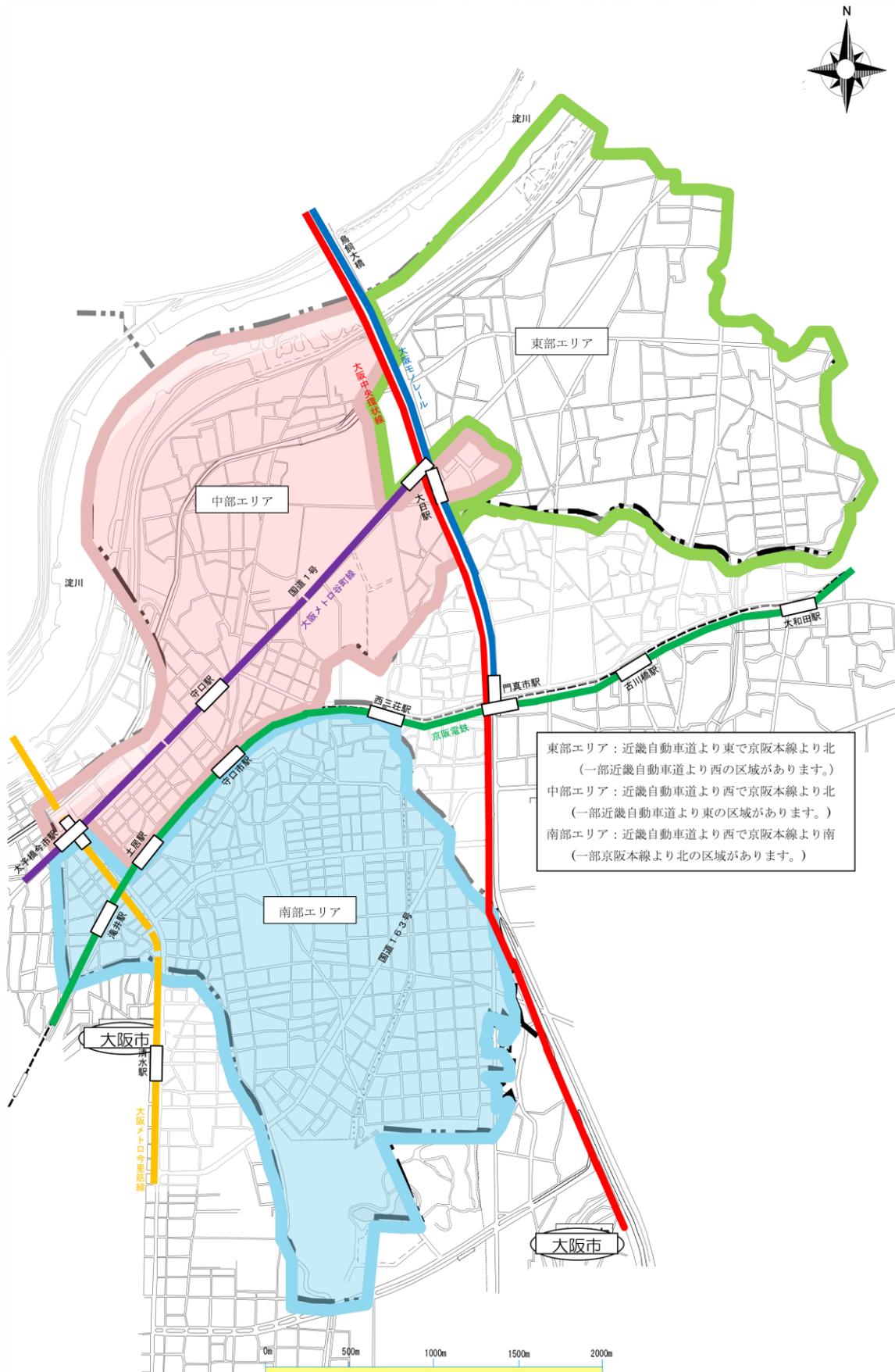
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	41	112	38	18	0	0	209
東部エリア	11	39	13	5	0	0	68
中部エリア	12	30	8	8	0	0	58
南部エリア	18	43	17	5	0	0	83
うち待機児童数【再掲】 (厚生労働省定義)	0	0	0	0	0	0	0

③令和3年4月未利用児童数等の内訳

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	34	62	42	8	0	0	146
東部エリア	15	24	18	1	0	0	58
中部エリア	7	20	9	2	0	0	38
南部エリア	12	18	15	5	0	0	50
うち待機児童数【再掲】 (厚生労働省定義)	0	0	0	0	0	0	0

(参考)市内各エリアの範囲



○応募書類一覧

- ・守口市民間保育所設置運営事業者募集申込書
- ・下記添付書類（※指定書類以外の提出は控えてください）

添付書類

- 1 事業者運営状況【別紙1】
【添付書類】
 - ・法人の直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付）
 - ・1年間の賃借料に相当する額と年間事業費の1/2以上に相当する額の合計額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書を添付（金融機関発行の残高証明書（原則応募申込日前1か月以内発行のもの））
- 2 経営者一覧表【別紙2】
- 3 経営者履歴書（別紙2に記載している者全ての履歴書）【別紙3】
- 4 事業者が運営する施設一覧【別紙4】
- 5 監査状況【別紙5】※全ての施設について提出してください。
指摘がない施設についても、その旨記載し提出してください。
【添付書類】
 - ・所官庁の指摘内容を示す文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
 - ・指摘に対する解決策として示した文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
- 6 収支予算計画書等（運営予定の事業所での収支計画）【別紙6】
【添付書類】
 - ・開園のために資金を借り入れる場合は、返済のための借入金返済計画書（任意様式）
- 7 職員体制計画書【別紙7】
【添付書類】
 - ・職員採用確約書 ※応募段階で、採用職員が決定していない場合のみ提出
- 8 各室面積表【別紙8】
【添付書類】
 - ・事業所の付近見取図（同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、子どもの移動時の安全確保等について記載したものを添付すること）
 - ・平面図（各室の用途（0歳児室など）及び内法面積が分かるもの）
- 9 児童福祉法第35条第5項第4号のイからルの規定に該当しない旨の誓約書【別紙9】
- 10 保育所運営に関する委託契約書の写し（事業主から委託を受けて実施する場合のみ必要）
- 11 保育所を設置・運営するに当たっての考え方【別紙10】
- 12 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書） ※建物の登記簿謄本については、既存の建物を活用する場合のみ必要
- 13 建物の検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書） ※既存の建物を活用する場合のみ必要
- 14 耐震性があることを証明する書類（昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要）
- 15 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面等の写し、賃貸借契約書等の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ必要）※契約年数がわかるもの
- 16 法人若しくは株式会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款（法人及び株式会社の場合に必要）
- 17 住民票の写し（個人の場合に必要）
- 18 施設の整備についての補助制度を活用するに当たり必要となる資料（工事費等の見積書、施設の平面図・立面図・配置図、工程表） ※補助制度を活用する場合のみ必要

